

(案)

消 取 引 ○ ○ ○ 号
平 成 25 年 ○ 月 ○ 日

消費者委員会
委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令の一部改正について（諮問）

特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令（昭和61年政令第340号。以下「施行令」という。）の改正について、下記事項に関し御審議いただきたく、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和61年法律第62号。以下「法」という。）第11条の2の規定に基づき諮問します。

記

法第2条第1項第1号に規定する特定商品として政令で定める物品に関し、別紙の物品を規定するため、施行令第1条の改正を行うことについて

新たに規定する物品（具体的な文言は検討中であり、今後修正の可能性あり。）

- （１）自動販売機及び自動サービス機
- （２）動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る。）であつて、人が摂取するもの（医薬品（薬事法（昭和３５年法律第１４５号）第２条第１項の医薬品をいう。）を除く。）
- （３）家庭用治療機器

※また、「常用漢字表」の平成２２年改定により「哺」が追加されたことを受け、施行令第１条第３号に規定する「^ほ哺乳類」の表記を改める改正を併せて行います。